

## 研究開発評価の充実にに向けた PDCA サイクルの強化 検討ワーキンググループ運営要領（案）

### 第1条（目的）

評価専門調査会のもとに設置される「研究開発評価の充実にに向けた PDCA サイクルの強化検討ワーキンググループ」（以下「WG」という。）は、①追跡調査・評価の実施の現状把握、②追跡調査・評価における視点や実施手順等の検討、③国家的に重要な大規模研究開発終了案件に対する調査等の実施（実施手順等を適用した場合に想定される懸案事項等の解決に向けた調査、追跡調査・評価の簡易試行等）を行い、追跡調査・評価の有効性について確認することを目的とする。

### 第2条（運営）

WGにおける議事手続その他のWGの運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

### 第3条（組織）

WGは、評価専門調査会の委員から構成する。なお、検討に当たって、評価専門調査会会長が必要と認めた外部の専門家・有識者等を構成員とすることができる。

### 第4条（座長）

1. WGに座長を置き、構成員の互選により選任する。
2. 座長は、WGの事務を掌理する。
3. 座長がWGに出席できない場合は、WGの構成員から座長の指名する者がその職務を代理する。

### 第5条（審議内容等の公表）

WGは非公開とする。

### 第6条（雑則）

この要領に定めるもののほか、WGに関し必要な事項は座長が定める。